

長野地区社保協（社会保障推進協議会）ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。（活動地域：長野市、上水内郡）



国民健康保険財政への国庫負担増額の増額を求める意見書結果

●長野市議会採択！(24年12月議会)

●信濃町議会採択！(25年9月議会)

●小川村議会採択！(25年9月議会)

●飯綱町議会採択(25年12月議会)

【要請項目】

国民健康保険財政へ国庫負担の
増額を求ること

重くのしかかる国保料(税)は自営業者だけではなく、非正規雇用の拡大のもと所得が少ない若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題になっています。国民健康保険制度加入者は、44.8%は65才以上の高齢者です。国保加入世帯主で最も多いのが年金者などの「無職」次に派遣などの「非正規雇用などの被用者」です。全国市長会議では、国保財政基盤強化のため新たな財政支援を行うことを要望しています。加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きくなる異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものとなっています。以上(抜粋)の趣旨で、私たち長野地区社保協は、2024年12月は長野市議会へ請願の提出を行い採択され、今年の9月には小川村議会、信濃町議会へ陳情を提出して採択されました。また、今年の12月には飯綱町議会で陳情が採択されています。

今年度の自治体キャラバンについて

今年度の自治体キャラバンの要望書を、各自治体(長野市、飯綱町、信濃町、小川村)へ提出をしました。「信濃町」と「飯綱町」からは、書面にて回答をいただきました。長野市は来年1月22日(木)午前中、「国民健康保険について」「介護保険について」「加齢性難聴者補聴器補助について」「小・中学校 学校給食費無償化」についての4点で、各部署の担当者の方と懇談会を行います。今回は「信濃町」からの回答を抜粋して掲載します。

国民健康保険料(税)について

要望:①「基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れを行い保険税引き下げてください」

回答:社会保障制度は、国民皆保険・皆年金の理念のもと被保険者の公平な負担によって持続的に運営されることが求められます。基金は給付費増大や財政の安定化を目的としており、安易な取り崩しは持続可能性を損なう恐れがあります。また、法定外繰り入れは、一般財源を恒常的に投入することは税制運営上適切ではありません。国・県の動向を注視しながら住民負担軽減と制度の安定運営の両立を図ります。(住民福祉課)

要望:②「特別な事情による世帯への自治体独自の減免制度を創設してください。国保法 77 条を根拠に公費を繰り入れ、低所得者、多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯などの条例減免の創設をしてください。

回答:「保険料の減免は、国保法第 77 条の規定に基づき災害や著しい所得減少など、特別な事情が生じた世帯を対象として行うことが原則とされています。恒常的な減免制度は、制度の公平性や財政の持続性の観点から慎重な対応が求められます。また、公費の繰り入れによる財源確保は、一般会計への負担増を招き、他の行政サービスへの影響も懸念されます。(住民福祉課)

介護保険料について

要望:「令和6年度の介護保険事業決算と準備基金の金額を示してください。準備基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れを行い、介護保険料を下げてください。」

回答:「令和6年度介護保険特別会計の実質収支は 25,777 千円の黒字。介護保険支払準備基金残高は 185,500 千円となっております。将来の給付増や制度改革に備える必要のあることから、準備基金の取り崩しや法定外繰り入れを行っての介護保険料の引き下げについて現時点では予定していません。」(住民福祉課)

要望:①「国に対して訪問介護の基本報酬引き下げ撤回と、介護保険の再改定を要望してください」

回答:「訪問介護事業所の経営が厳しいことは認識しております。町独自で国に対して要望することは困難ですが、県町村会の広域連合等を通じ介護現場の事情が適切に反映出来るよう働きかけてまいります。」(住民福祉課)

要望:②「介護職の人材不足を解消するため、自治体独自に処遇改善支援金を制度化し全額労働者の賃金として支払える処置を講じてください。介護の魅力を学生にアピールするなど介護職の人材不足を解消するための施策を行ってください」

回答:「処遇改善については国の制度が中心であり、町独自に恒久的な助成制度を創設することは財政上困難です。しかしながら、介護人材確保は重要課題であることから、広報活動、学校との連携、事業所支援など可能な施策を引き続き実施してまいります。(住民福祉課)

その他

要望:①「加齢性難聴者の生活を守るため、補聴器の購入に対する補助制度を創設してください。補助制度がある場合は、対象の拡大などさらなる制度を充実してください。」

回答:「国の補助制度を利用出来ない方を対象に令和 7 年度より町単独の新規事業として実施しています。制度の概要是 65 歳以上で本人が非課税であること。また、聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満であることを条件とし、購入費の 2 分の 1 以内、上限 30,000 円を補助するものです。制度の拡充は今後の申請状況や利用実態を踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えています」(住民福祉課)